

議会運営委員会会議録

(閉会中 令和元年10月28日)

長 与 町 議 会

長与町議会運営委員会会議録（閉会中）

本日の会議 令和元年10月28日

招集場所 第1委員会室

出席委員

委員 長	岩 永 政 則	副 委 員 長	浦 川 圭 一
委 員	中 村 美 穂	委 員	内 村 博 法
委 員	河 野 龍 二	委 員	竹 中 悟

欠席委員

なし

出席委員外議員

議 長	山 口 憲 一 郎	副 議 長	西 岡 克 之
-----	-----------	-------	---------

職務のため出席した者

議会事務局長	谷 本 圭 介	議会事務局理事	富 永 正 彦
参 事	森 本 陽 子		

本日の委員会に付した案件

- (1) 議会運営基準について
- (2) 会議規則について
- (3) 災害対策要綱について
- (4) その他

開 会 9時29分

閉 会 12時23分

○委員長（岩永政則委員）

それでは時間がまいりました。皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、ただいまから議会運営委員会を開催をいたします。

前回17日に行ったわけですが、かなり残が残りました。予定が狂っております。61まで入りましたが、今回は62から始めて行きたいというふうに思いますので、なんか事務局からポイント的に説明はしますか。ちょっと休憩します。暫時休憩。

（暫時休憩）

○委員長（岩永政則委員）

休憩前に引き続き委員会を行います。それでは本日の進め方としましては、62から必要なときに説明を事務局からさせるようにして、順次進めてまいりたいと思います。

5ページの一番上に10月17日って書いてますが、これは28に訂正をさせていただき。そうすると、あとで見たときに28にしたなど、さばけんやったなどということ御理解いただきたいと思います。緊急質問等の条項がございますけれども、ここはいろいろ※等で問題提起をしながら、このように変えたらどうかという、ちょっと読みますと「緊急質問は文書によるものとし、その日の会議前までに議長に通告するものとする。このとき、真に緊急性があるか否かについては、議会運営委員会において決し、日程に追加する。」「ものとする」を消しておるわけですね。これは63において、会規55の準用を除外。時間を含めどうするかというような、そういう下線を引いておりますね。何か説明が必要ですか。緊急質問については、こういうことで日程に追加するというだけのことです。何か事務局、特にありますか。

富永理事。

○議会事務局理事兼監査事務局長（富永正彦君）

おはようございます。会規62緊急質問でございます。これまでに緊急質問の事例があったかどうかについては定かではございませんが、一応この本文に書いております緊急質問については、緊急質問は文書で出すことと会議前に議長に出すということ。それと、出されたときには、それを取り上げるかどうかは議運で決定して決めていくということが今本文では書いております。下の方に赤字で緊急質問の取扱いということで、じゃあ通告いつまでかとか。議運の諮問をどういう形とするのか。緊急質問ですから当然執行側が答弁する必要がありますので、答弁準備がどうなるのか。その辺りをどうしようかと思ってたんですが、緊急質問が例外中の例外ということで考えれば一応本文規定だけしておいて、それ以外はもう議運で全てそのときに決めればいいのかという考えもございます。ただ下線を引いております質問の回数というのを今現在の会議規則では除外しておりますので、3回って制限も時間の制限も今無いような状態になってます。今の会議規則上ではですね。ですから、緊急質問の時間も含めてもう議運で決めるということであれば、もうこのままの本文だけでいいのかなという考えではあります。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

それでは暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（岩永政則委員）

休憩前に引き続き委員会を行います。

それでは62につきましては、以上のように決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。そのとおりになりました。

次に、会規74委員の派遣。「委員の派遣先が町内又は町の執行機関であるときは、会期中に限り委員派遣承認要求書の提出を要しない」という内容ですね。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（岩永政則委員）

それでは休憩前に引き続き委員会を行います。

会期74につきましては、記載のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

それでは決定されました。

続きまして、会規75閉会中の継続審査の件ですね。申し入れをずっと今までどおり、今もしておりますけども、それを条文化するんですかね。簡単に。

富永理事。

○議会事務局理事兼監査事務局長（富永正彦君）

これは黄色で（調査）というところを消している部分、上3つです。それと一番下の3の調査だけがそのまま「調査」で残してます。1番と2番の（調査）っていうのは、もう会規75の閉会中の継続審査そのものの中に調査も入ってるということで「継続審査は」で、（調査）を消していいだろうということでの御提案です。3つ目の「調査」、ここだけ調査にこだわってるのは、特別委員会にあって、長期にわたっての調査が必要なときは、調査終了までという議決を得ることができるということ。これ前からあるんですけども、審査については、そういう長期にわたって審査をするということはまず想定をされないと。基本的には会期内、遅くとも次の会期まで、延長してもですね。ですから、この特別委員会の調査ぐらいしか長期にわたっての調査はあり得んだろうということで、ここだけを調査で謳って、上の2つはもう継続審査という形ですっきり括弧を無くしたいなということでの御提案です。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（岩永政則委員）

それじゃあ、休憩前に引き続き委員会を行います。

会規 75 につきましては、「継続審査又は調査」という表現に変更をいたしまして、(3) については、そのままということに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

それではそのとおり取り扱いをすることと決定されました。次に、会規 85 選挙規定の規定、中途半端な表現ですが。

事務局。

○議会事務局理事兼監査事務局長（富永正彦君）

これはちょっと迷ったんですけども、会規 85 が選挙規定の準用ということで、本文の方は、本会議における投票表決については、選挙をするときと同じ選挙規定を準用しますというふうな本文なんです。この準用はもう委員会には準用しないと。本会議だけですよってということを言いたくて一文を入れています。まず議場閉鎖、投票箱、立会人、この辺りについては委員会の投票表決では必要ないだろうという判断で、委員会には準用しないという文言を入れてはどうかという提案でございます。なければなくても委員会で投票表決というのがあんまりないと思うんですけど、あつたときに議場閉鎖がいるのか、立会人が要るのかってところなんですけども、投票箱も含めてですね。仮に投票表決となったときには、こういう形で座られてますので、投票用紙を配ってその閉鎖をする必要があるか、それも必要ないだろうということで準用の必要はないのかなと。委員会は委員会の中で投票をやればよいということでの委員会には準用しないという文言でございます。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

お分かりでしょうか。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

○委員長（岩永政則委員）

委員会を再開いたしますが、会規 85 につきましては、提案の条項については削除するというので、それでいいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それではそのように取扱いをいたします。

次に、会規 89 請願書の記載事項。請願の採択に賛成した議員は、これに基づく素案に反対できない。会規 94 に移設、下ですね。これは 94 と含めてちょっとコメントを。富永理事。

○議会事務局理事兼監査事務局長（富永正彦君）

会規 89 と会規 90、赤字で書いている部分につきましては、前の A3 の広い資料で話をしたときには入ってなかったものの追加になります。追加をして 89 のやつは 94 に移設ということで、まず 89 は 94 に移って無くなるという形で御理解ください。

会規90の方ですけども、会規90の1は、請願の紹介の取消しということで「紹介議員が紹介を取り消そうとして許可を求めるときは、その理由を付記した申請書を議長に提出しなければならない。また、請願者が請願を取り下げようとするときも同様とする」ということで、紹介議員が自分の紹介を取り消すときの手続きを書いています。それともう1つ、それに追加して「紹介議員は紹介を取り消さない限り反対を示すことはできない」ということを入れてはどうかということで、紹介議員というのは、請願の内容に賛成して紹介議員になるという立場上、紹介議員になって請願を議会に上げてきておりながら、表決で反対するのはおかしいという当たり前って言ったら当たり前なんですけども、そこを書いとった方が良いのかなと。書かんでもいいと言われれば、でも反対できるっていうのも又反対できないということは書いとった方が良いかなということです。

○委員長（岩永政則委員）

以上の方ですけども、ここで暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（岩永政則委員）

委員会を再開をいたしますが、89につきましては、94のところで説明をするということで整理をしたいと思います。異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

次に90につきましては、このまま赤字で挿入するということに決定していいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

決定されました。次に94、事務局からちょっと説明をお願いします。

○議会事務局理事兼監査事務局長（富永正彦君）

これはちょっと分かりにくくて申し訳ないです。まず4のところです。上の方、上半分が白地と言いますか、黒字だけで、下半分が黄色で塗ってます。これは一番上の白地4行のところ、これまでの現行申し合わせに書いてあった部分と一緒になります。意見書、決議書の請願については、所管委員会の採択が全会一致ならば、委員長名の発委。全会一致でないときは当該委員会の賛成委員2名以上で発議。所管委員会で不採択、本会議で採択されれば委員会を問わず紹介議員を中心に2名以上の発議により、議案を作成して上程すると。で、この下の黄色のところ、委員会に付託された意見書、請願が、本会議で採択されたときの議案の提出者は、委員会審査が全会一致されたときは当該委員長。全会一致とならなかったときと委員会で否決され本会議で採択されたときは紹介議員を提出者とする例である。というこの黄色の方が今回私の方で提案をさせていただく部分、とは言いながら、前回もちよっと話しましたが、全会一致のときに委員長は反対の立場だったとしたときに、反対でありながら発委の委員長名に名前が挙がって議場で、私、全会一致でしたけど、私は反対ですというその議案の提出者の名前を挙げながら反対という立場がおかしいんじゃないかなと思うわけですよ。ですからこのときに、

これあくまでも請願に限定をされますが、請願の採択されたときの議案の提出者っていうのを誰にすべきか。私はやっぱり一番提出者になりたいといったらおかしいけど、なるのに一番近い人はやっぱり紹介議員じゃないかなと思うんですよね。その請願を持ってきて紹介をして、通してくれという立場にあるので。ですから、この全会一致のときに委員長名でっていうのは果たして正しいかどうか。正しいって言うか、後々あれってみたいな形になる可能性があるなということを考えてたんです。ですから委員会審査で、例えば全会一致になったときに、誰を議案の発議者とすべきか。今までは全会一致だったら委員長名で、何となくこうです、そうねそうね、で来てたんですが、よく考えたら全会一致というのは委員長以外の全会一致だと思って。例えば、河野委員が委員長してて全会一致。で、議場では、私は委員長で表決権がなかったので、そこで議案の提出者の名前がありながら反対するということもちょっと都合が悪いなって感じなんです。ですから、その辺りどうしたらいいかと。そのような感じで考えて、この文章を紹介議員とすべきじゃないかということ、皆さんでどうしたらいいかということを考えていただければというふうに考えております。一応資料の方では、その赤の※の下に矢印で、現行申し合わせでは、委員会での審査結果が出るまで提出者が確定できない。誰にするか決めんうちはですね。4の下の5で、この間1回これ消したんです。請願審査を委員会の最初にというところをですね。ここ消したんです。ただ、今の話をどう決めるかですけれども、請願の紹介議員という形になれば、もう審査に入る前から議案になるときは誰が作るというのがもう事前に分かりますので、その辺も準備期間も当然取れますので、そういう形が良いんじゃないかなということでの御提案です。

○委員長（岩永政則委員）

説明が若干ありましたけれども、分かったようで分からんような内容でございましたけれども、分かりましたか。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（岩永政則委員）

休憩前に引き続き委員会を行います。会規94の4ですね。意見書、決議の提出を求める請願については云々という表現はこのとおりに決定するというので、異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

それではそのように取り扱います。

5については、上からの89からですね。89からそのまま下ろしたということです。いいですか。

（「異議なし」の声あり）

それではそのように取り扱います。

10分間休憩いたします。40分まで休憩をいたします。

(休憩 10時28分～10時41分)

○委員長（岩永政則委員）

そしたら時間が参りましたので、休憩前に引き続き議会運営委員会を開催いたします。最後頃に近まってまいりましたが、次は会規95について、陳情の処理について、赤字も何もないんですが、これはこのままでいいんですか。会規95、今までの会議規則と一緒に。表記によらず、請願の、表記っちゃ何ですか。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

○委員長（岩永政則委員）

それでは休憩前に引き続き委員会を行います。

会規95陳情書の処理については、1についてはそのまま。2については、「一般陳情について、町の権限に属するもの以外は、定例会初日に議員全員に写しを参考配付する。この取り扱いについては議会招集前の議会運営委員会で決定する。」以上とすることに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。このとおり決定をされました。

次に、最後の第12章規律、会規109議場の秩序保持権。これについて「について」「ついで」を抹消したらどうかということですが、何か意見ございませんか。いいですか。問題ないですかね。

(「異議なし」の声あり)

それでは「について」「ついで」の下線の部分を抹消するというので決定とさせていただきます。

会規127会議録署名議員。下線がありますが、これはどういうふうに。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

○委員長（岩永政則委員）

それでは、休憩前に引き続き委員会を行います。8月26日に前回審査をしまして、みんなの意見として、ここに記載のように下線のように表現を訂正をするということに決定をして、それを今日事務局から提示をしておりますので、このとおり決定することに再度、異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、以上でこのように決定をさせていただきたいと思います。

まず、以上で議会の運営に関する基準の新規規定については、以上で審査を終了することいたします。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

○委員長（岩永政則委員）

それでは休憩前に引き続き委員会を行います。

ただいまから大きい議題の会議規則についてを議題といたします。ここに皆さん方のお手元に資料を差し上げておりますので、大きくは2題、改正の必要があるというようなことで提案をしておりますので、簡単に説明を求めます。

富永理事。

○議会事務局理事兼監査事務局長（富永正彦君）

それでは、会議規則改正関係ということで、大きくは会規規則91、この基準を作る時にも幾らか若干説明をさせていただいたと思っておりますけども、請願文書表の作成と配布につきましては、現行がそこに書いてありますとおり91の2、3までです。改正案が91条1行になります。こちらの方につきましては、現行では、請願文書表を配布してきた流れがあります。それに写しも欲しいということで写しの配布が追加されてきたんですけども、標準会議規則の方を見ていただくと分かりますように、請願文書表で処理するか、写しで処理するかという2択になってございまして、写しの方がいいということであれば標準会議規則の参考規定で、もうそのままストレートに写しを配ると、配布するということに変えていいんじゃないかということでの御提案でございます。それと次に、会規128の協議又は調整を行うための場ということで、これも前回説明のときに幾らか話はさせていただきましたけども、やはり議会として協議調整を行う場というのはやっぱり全協だろうと。議会報告会、政策討論会等々については協議調整をする場ではないんじゃないかということで、標準会議規則、議員必携に載ってます、標準会議規則の全員協議会に戻して問題がないだろうということで、変えてはどうかという改正案を下の方に示しております。全協を設けるということですね。こちらもう標準会議規則のとおりでございます。この会規128が全協に変わるということになりますと、費用弁償の条例がそれに連動して4条4項が、こういうふうになるだろうということでの御提案でございます。やはり全員協議会が議会の協議調整の場という位置づけで考えますと、この間も話しましたように議員懇談会、政策討論会、その辺りは協議調整の場ではなくて基本条例で規定をされておりますので、そこが根拠になるはずだということで、その基本条例を根拠に行うということで問題ないということでございます。会議規則はあくまでも本会議を運営する上での規則ということで考えると、ここに入ってくるのもどうかなっていうところでございます。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

説明が終わりましたけれども。

暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

○委員長（岩永政則委員）

それでは休憩前に引き続き委員会を行います。

会議規則の91条については、改正案を示しておりますように、「議長は、受理番号及び受理年月日を記載した請願書の写しを議員に配布する。」これに一括して表現を改正するというごさいますが、異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

それではそのように改正することに決定されました。

次に、会議規則128条について、協議又は調整を行うための場ということで会議規則を見ていただきますと、基本条例を制定した後に、全員協議会だけあったものを政策討論会、議会報告会、それから住民懇談会と、この3つを協議の場に入れ込んだような状況になっているということなんです。だから、改正案としては、先程説明があったようなことで良いかどうか御検討いただくということになるわけです。

暫時休憩しましょうか。

（暫時休憩）

○委員長（岩永政則委員）

それじゃあ休憩前に引き続き委員会を再開をいたしますが、会規128協議又は調整を行う場、これの表題になったものが、現在、会議規則128条にあるわけなんです、その中の表に全員協議会、政策討論会、議会報告会、住民懇談会という表が別紙で別に定められておりますが、基本的には全員協議会以外の政策討論会、議会報告会、住民懇談会を削除するという改正案。先程言いましたようなものに括弧書きの標題も全員協議会の本体に戻して、1項から3項まで別に定めるということで異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それではそのように、改正案のとおり改正することに決定をされました。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（岩永政則委員）

それでは休憩前に引き続き委員会を行います。

最後に議員の報酬及び費用弁償に関する条例につきます第4条につきましては、改正案、下から2行目にありますように、改正案として4項で「前3項の規定にかかわらず、長与町議会基本条例（平成25年条例第30号）第7条の規定による議会報告会及び住民懇談会において旅行した場合における日当は支給しない。」ということに改正をしたということごさいますが、御異議ごさいませんか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、このように決定をさせていただきます。

以上、会議規則の関係につきまして、3点改正が出てまいりましたので、これは議会の議決が必要になってまいります。したがって、これ早々に整理をしまして、議長にこの旨報告をします。そして、議長の方で全協に当然諮っていただくだろうというふうに

思いますので、それらを踏まえて、そして12月議会に基本的には委員会発議で提案をしたいというふうに思います。そういう予定で今後進めさせていただきたいというふうに思いますので、よろしく御協力いただきたいと思います。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

規則改正関係が終わるということで最後にちょっと検討していただきたいという部分ですが、規則のうちの先程の7ページの会規109、12章規律っていうものがありまして、ここの中で102から会規107については、委員会も準用するってことが書いてあるんですが、大元のこの規則の102条から107条を見てもみると、品位の尊重というのがありまして、もう表現が、この議員必携の標準を見ても同じような書き方にはなっておるんですが、表現がどうも、例えば携帯品の103条で議場に入る者は外套とか、襟巻きはだめだというふうなことで、表現がちょっともう現状、今の時代にそぐわないのじゃないのかなというふうな表現になっております。それとあと107条で、新聞紙または書籍のたぐいを閲読してはならないというような書き方にはなっておるんですが、今現状、本町の場合はタブレットとか、こういった物の持ち込みとか認めながら一方でこういう条文があるというのもどうなのかなというふうな感じをしておりますので、私もこう変えれば良いというような提案は持ち合わせておらないんですが、この102から107条についても改正すべきは改正した方がせつかくでするので良いんじゃないかなと思って、ちょっと発言をさせていただきました。

○委員長（岩永政則委員）

ただいま浦川副委員長から提案がございました102条から107条にわたる改正の提案というか、必要性の発言がありましたけれども、皆さんいかがでしょうか。一応参考にお聞きをして、進め方についてはまたのちに協議をしたいというふうに思いますが、何かございません。ほかの方。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

この103条ですかね、議場に入る者は帽子、外套、襟巻き、杖、傘、これは長与町議会傍聴規則を以前見直したんですよ。だからそのときに襟巻きとかそういうのはもう外したんですよ。確か私の記憶では。これは以前のを確認していただければいいと思うんですけども、したがって、傍聴規則との兼ね合いがありますんで、このところはですね。そことの整合性をとっていた方がいいのではないかなと。確かに浦川委員が御指摘のとおり、この傍聴規則を以前、見直したんですよ。それでそれを提案したいと思います。傍聴規則との整合性です。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

ほかに。是非発言を残したいという方いらっしゃいませんか。ないですか。それでは暫時休憩といたします。

(暫時休憩)

○委員長（岩永政則委員）

休憩前に引き続き委員会を行います。浦川委員から会議規則の101条から7条ぐらいの具体的な見直しの要望がありましたけども、また、内村委員からも傍聴規則の改正の整合とか御意見ございましたので、事務局で検討いただいて、次回に提示いただいて検討いただくということでしたと思いますので、いいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

それではそのように決定をいたします。

時間が12時にもう押し迫っておりますが、次のページは、委員会条例、今度は会議規則から離れた委員会条例の關係に係るものを幾らか改正をした方がいいということが出ておるわけですが、下線の分が新しく入れるというものです。これは結構出てまいります。赤字については、こういうのが必要ではないかという意味の表現ですね。これが出ておりますので、今日はこれをまた持ち帰ってもう1回、今度は委員会条例の關係ですから、これは議決事項になりますので委員会条例、会議規則はですね。これが進みますと先程の会議規則と同様、同時に委員会発議で発議していいんじゃないかなというふうには思いますけども。委員会条例の改正がもし出れば、そういうことで出てまいります。なければいいわけです。そういうことで持ち帰ってもう1回見ていただいて、お願いしたいと思います。何か事務局からどうぞ。

○議会事務局理事兼監査事務局長（富永正彦君）

この9ページ、委員会条例の取り扱いから後ろは、基本的には委員会条例を1条から28条、委員会条例の条文を全部書いてます。冒頭委員長の話にもありましたように、現行申し合わせの中でも委員会条例に絡む部分がございます。その分について、申し合わせに載ってる分は、今お配りの資料の方に全て転記をしておりまして、改めて下線部分が必要じゃないかということで、お目通しをいただければと思います。ですから、皆さん方におかれましては、委員会条例を1条から見ながらこの申し合わせとか下線を引いているところで、このままで、これで良いかどうかというところを御検討していただければというふうに考えております。特に今度、冒頭話も出ましたけども、委員会条例7条の委員の選任等々辺りにつきましては、1人1役の表とも關係がしてきますので、その部分も恐らく1人1役は簡単にいかんかなと思っておりますが、その辺りも含めて御検討をして次回に意見をいただければというふうに考えております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

それでは引き続き委員会を行います。今、申し上げました9ページ、10ページ、11ページにつきましては、再度、十分見ていただきまして次回の検討事項とさせていただきます。それから今日予定をいたしておりました災害対策の要綱については、次回に繰り延べということしていきたいというふうに思います。いろいろまだ4、5点、大きな問題があるようでございますけれども、本日はこれをもって終了いたしますけれども、

今後とも是非よろしく御協力いただきたいと思います。

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

これとは関係なく2点ほど、今日は決定されなくても結構なんですけど、議会報告会なんかを皆さん開いて、私も開きましたけど、非常に人数が少ないんですね。私どもは2名でした。2名プラス公民館の館長1人で、そしてあと1つの所はゼロだった。あと1か所は僕はよく知らない、6人ですかね。だからトータルで23人ぐらいですかね。結局、多目が6名、7名か8名か、それとあと中央公民館が7、8名、だから2つで15名ぐらい。うちが2名、それとあと南交流が6名ですか。だから基本条例には年に1回するということが書いてあるんですけど、この辺の見直しもちょっと。結局7回した。今回7回してほぼ集まってないんです。1回集まったのは施設料の値上げと、大きな問題があったときだけなんです。その辺の検討も議会運営委員会で1回したらいかがかなって。基本条例で制定してるけど、それについてはもう少し考えても良いんじゃないかなというのを1つ提案をしておきたい。

それともう1つ、今度議場のコンサートをやるということで、議会で決めたということなんですけど。皆さんのところも私のところにも匿名で何か来てたんですけど、非常にそのプロセスが、やるのはやるということでみんなで決めたんだけど、何か非常に個人プレーでやったような感覚の文章が来てたんですよ。前回は内村議長のときにやろうということを決めて、長与町の方を対象にして議会をするちょっと前にやろうとか、そういう議会の関連があったんですけどね。今回の場合ははっきりと興行みたいな感じなんです。開かれた議会だから、一応みんなOK出したからそれは構わないんだけど。ここら辺についてもその後、何月何日にするっていうのは決まったんですけど、時間も決まったんだけど、あとの議会との関連を、関係した事業になるのかどうかっていうのもまったく我々聞いてないし、それで出欠も自由だというような話も聞いてます。そしてたらこれが果たして議会改革の中で、皆から総意を得たコンサートになるのかなと、ちょっと心配をしてるんですね。ですから、これはもう今からまた時間掛かるから、11月5日からあれがありますから、まだ日にちがありますから、その辺も含めてちょっと皆さんにもやっぱり少し考えていただきたいなという気持ちがするんです。だからそれを2つ一応提言として話をさせていただきたい。結論は今出されなくとも結構ですし、また進行上そういう話題も次回から取り上げていただければとそう思うてます。

○委員長（岩永政則委員）

議長。

○議長（山口憲一郎議員）

今、竹中委員の言われることは重々承知しながら今進めているわけでございますけども、いろいろ投書が各議員に全員来たということで、これは内容的には私も無視できないことだと思っておりますけども、議会コンサート中止については、皆さんで1回決め

ていただきましたので、これはもう予定どおりやらしてもらおうという方向で気持ちは変わっておりません。それとあと1つは、八木議員の名前も出ましたけども、内容につきましては、いろいろな意見もいただきました。その中で、ちょっと日にちは忘れましたが、個人的に八木議員を議長室に呼びまして、いろいろ私も、議長として言われるところと言われなところがありますけども、常識なところは言わしていただいたと思っております。それで進め方といたしましても、最初9月4日までは八木議員が言い出していただきましたので、検討をしていただく中心になってしていただきましたけども、みんなでコンサートをやるということが決まった以降は私が責任があるということで、まだ皆さんには報告しておりませんが、賛同者の人がおられますので、その人達とこの間1回、その後の計画をして、内容を今固めている状態でありますので、一つ御理解していただければと思っております。あるところはもうそれぐらいまでしかありませんので、よろしく御協力をお願いできればと思っております。

○委員長（岩永政則委員）

いいですか。

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

ですから11月5日が今度委員会があるでしょう。だからその辺ぐらいまでに、だから今議長が言われたことを考えると中身がまだ全然決まっらんってことですよね。ただ出演者が結局大体20分から30分ぐらいやるという話は聞いているけど。それがどんな形になってるのか。議会でするんであれば議員全員が情報は共有すべきだとそういうふうに私は思っている。それと同時にやっぱり全体の方の意見もやっぱり聞くべきだと、有志だけでやるんだというのであれば、それは有志だけでやっていただいた方が良く思う。僕はそういう考えです。だから今からまたいろんな意見が出れば時間掛かりますので、11月5日、これは16日かな、だから日にちがあるから、その辺まで検討していただければということと、もしそのいろんな内容が分かれば、そのときにちょっと議会運営委員会に先に教えとっていただければと、そういうことです。

○委員長（岩永政則委員）

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（岩永政則委員）

それでは先程竹中委員から出ておりました基本条例の見直し等については、時期を見て検討をこの議運で行っていただくということ。それから浦川委員からも出ておりました会議規則の見直し等については、事務局で1つの案を作ってみみんなで検討し合うということですね。そういうことで次回は11月5日9時30分からということで、以上をもちまして、本日の議会運営委員会を終了したいと思います。お疲れさまでした。

（閉会 12時23分）